

府中市長 高野 律雄様

台風19号などへの対応状況を教訓とした対策の要望について

10月の台風19号による大雨では、市内でも避難準備、避難勧告などが発表され、多くの市民が避難所への避難や自宅待機の判断など、自らの問題としてとらえる必要性に直面しました。

また、各報道機関の報道にもあるように、台風や洪水災害への対応の難しさや問題点が浮き彫りになっています。

多くの市民からの問い合わせも寄せられ、今後の災害対策や防災への関心も高まっています。

そこで、これまでに寄せられている市民要望も含めて以下要望し、早急な対応を求めるものです。

2019年11月5日

日本共産党府中市議団

## 台風19号などへの対応状況を教訓とした要望（第1次）

2019年11月5日

日本共産党府中市議団

### 1. 避難所と避難対応について

- 1) 洪水時と震災時の避難場所の違いを改めて市民に周知し、避難手段の明確化を行なうこと。
- 2) 簡易ベット、間仕切りによるプライバシー保護など、安全・安心、健康が保たれ、プライバシーが保護でき、女性や要配慮者に十分に配慮した避難所になるように、設置基準の整理を行うこと。
- 3) 避難所となる学校体育館の洋式化を行うとともに、便器の数を増やすこと。
- 4) 避難所へは車両使用は避けることになっているが、今回のような暴風雨の中では車両でなければ困難な場合もある。震災以外の場合においては車両での避難への対策も考えること。
- 5) ペットと一緒にないと避難できないと、避難をためらう市民がいる。ペットを連れた避難対応について改めて検討すること。
- 6) あらかじめ予知されている風雨災害などに対する避難所の開設については、最初からできるだけ多くの避難所が開設できるように、職員配置などの対応を入念に行うなど、初動体制を見直すこと。
- 7) 校舎のトイレが開放されなかったところもある。体育館トイレが不足している状況があるので、すべての避難所で校舎トイレの開放ができるようにすること。また開放されたところでも、体育館トイレに並んでいる人にしか伝えなかった例もある。我慢してトイレに行っていない人もいたので、拡声器などで避難所全体に伝えるように対応を改善すること。
- 8) 避難勧告のタイミングや誘導の方法、備蓄などの課題を整理し、改善をはかること。

## 2. 周知方法について

- 1) 暴風雨時に聞こえないと問題が指摘されてきた防災行政無線について、今回の台風で現実の問題として多くの声が寄せられている。地域的特性や風雨など環境雑音などで聞こえない対策として、戸別受信機または受信可能な防災ラジオなどの配布を、まずは災害弱者など中心に速やかに実施すること。
- 2) 多摩川氾濫時の浸水区域内の水位が分かる表示を電柱などに行ない、普段からの啓発に努めること。
- 3) 洪水・水害対応の説明会を行い、市民に対策を周知すること。
- 4) 台風19号の経験を教訓に洪水ハザードマップの改善を行うこと。

## 3. 災害弱者（災害時要援護者、要援護者登録していない高齢者）対応について

- 1) 今回、要援護者の避難が基本的に身内や気が付いた人にしかできなかった部分が多かったと言われている。要援護者情報の更新と活用方法について、震災時、洪水時の対応の再整理を行うこと。
- 2) 要援護者名簿への登録申請のない災害弱者への対策を至急検討すること。
- 3) 人工呼吸器や吸引器などの医療器具で電気が必要など、特別な避難が必要な人の避難場所と避難方法について、事前に本人や家族と確認し具体化しておくこと。
- 4) 避難所まで長距離の歩行や移動困難な市民の避難方法として、バスなどによる方法を検討すること。
- 5) 風雨災害の際、徒歩では移動が無理なことも考えられる。非難手段の確保、早めの避難準備情報、指示が必要。

#### 4. 防災力・機能強化

- 1) 現行のエコハウス事業の雨水浸透柵の助成を防災措置としても実施すること。
- 2) 市の HP につながりにくい状況だったとのこと。原因を分析し、ネット環境の強化、回線容量確保など必要な改善対応をすること。
- 3) 洪水時の「命を守る行動」について、頑丈な建物への垂直避難も分かりやすく伝えること。また、あらかじめ浸水想定の高さ以上の階のある建物と周辺住民の避難協力の話し合いができる環境を整えるための援助を市として行うこと。
- 4) 狛江市では雨水を川に流す排水門が閉じられず、多摩川の水が排水路を逆流し、浸水家屋が発生したとされている。同様の排水門の有無について、また、多摩川からの取水門について、洪水時の運用方法の再確認すること。
- 5) 内水氾濫に備えて、溜まった水を川に戻すためのポンプなどを準備状況と手順を明確にしておくこと。その際、停電時でも稼働できる設備の整備を行うこと。
- 6) 洪水などの際に浸水する場所や高さにある非常用発電や受変電設備など重要設備は、設置場所を見直すこと。
- 7) 避難所、公共施設について、風雨の吹込みによる浸水の対策を検討し実施すること。
- 8) 浸水想定場所に備蓄倉庫があれば設置場所を見直すこと。
- 9) 家屋への浸水被害を軽減する止水板設置費用の助成制度を新設すること。
- 10) 排水が悪く雨水がたまりやすい道路を把握し、対策を行うこと。
- 11) アンダーパスのある個所の浸水の可能性について、検討し周知すること。
- 12) 災害廃棄物の対応についてあらかじめ取り決めておくこと。また、原則無償での回収とすること。
- 13) 浸水被害後の消毒対応、委託先の確保などの準備をしておくこと。
- 14) 河川監視カメラや水位計の拡充を国や都に求めること。